



取水・制水・放流設備に使用する主要部材の最少板厚について

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成12年1月6日

事務連絡
平成12年1月6日

鳥取県 河川事業担当課長 殿

建設省河川局治水課長補佐

建設省河川局開発課長補佐

建設省建設経済局建設機械課長補佐

取水・制水・放流設備に使用する主要部材の最少板厚について

標記については、「ダム・堰施設技術基準（案）、平成11年5月1日施行」の「3-2-3 最小板厚」で規定され、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）、社団法人ダム・堰施設技術協会発行」にて例示仕様が示されているところであるが、小形水門扉における運用については以下のとおりとするので、実施にあたってはこれによられたい。

<小形水門扉における運用>

河川の樋門等に設置される小形水門扉に使用する主要部材の板厚は、スキンプ
レートを除き鋼板では6mm以上、形鋼では5mm以上とすることができる。

なお、小形水門扉とは「ダム・堰施設技術基準（案）、1-1-3用語の定義」に示す「堰・水門等における水門扉で10m未満」のものをいう。